

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、江吉良コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、江吉良コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する江吉良コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている江吉良コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が江吉良コミュニティセンターに

設置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 江吉良コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と江吉良コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 江吉良コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、堀津コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、堀津コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する堀津コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている堀津コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。 (2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。 (2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。 (3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。 (4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。 (5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。 (6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。 (7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

- 第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。
- 2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
 - 3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
 - 4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が堀津コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 堀津コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と堀津コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 堀津コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、上中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、上中コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する上中コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている上中コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が上中コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 上中コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と上中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 上中コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、下中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、下中コミュニティセンター及びはしまコミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する下中コミュニティセンター及びはしまコミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている下中コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げ

るとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の

負担とする。ただし、市災害対策支部が下中コミュニティセンターに設置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 下中コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と下中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 下中コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、桑原コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、桑原コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する桑原コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている桑原コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。 (2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。 (2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。 (3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。 (4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。 (5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。 (6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。 (7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

- 第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。
- 2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
 - 3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
 - 4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が桑原コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 桑原コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と桑原コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 桑原コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、株式会社技研サービス（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供（以下「物資の集積」という。）及び住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、物資の集積及び住民等の受入れの対象となる施設は、羽島市民会館とする。

(対象物資及び対象者)

第3条 物資の集積の対象となる物資は、食糧、飲料水、設備、備品その他生活必需品等非常災害発生後の生活に必要なものとし、住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、物資の集積及び住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあつては速やかに物資の集積及び住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者の選任)

第5条 乙は、あらかじめ羽島市民会館施設における物資の集積及び住民等の受入れの責任者として、あらかじめ指名する職員を選任し、甲へ通知するものとする。

(分担事項)

第6条 物資の集積及び住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 物資の集積の対象となった施設における物資の把握及び管理に関すること。
	(2) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(3) 物資の集積及び住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項	(1) 物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 物資の集積及び住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

- 2 物資の集積及び住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
- 3 甲は、物資の集積及び住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
- 4 物資の集積及び住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成34年3月31日までとする。

（委任）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

（適用）

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 羽島市長

乙 株式会社 技研サービス
代表取締役

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社技研サービス（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

- (1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員とし、各々が従事した実績時間を対象とする。
 - (2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。
- 2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。
- 3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月29日

甲 羽島市長

乙 株式会社技研サービス
代表取締役

非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人 羽島市体育協会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供（以下「物資の集積」という。）及び住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、物資の集積及び住民等の受入れの対象となる施設は、柔剣道道場とする。

(対象物資及び対象者)

第3条 物資の集積の対象となる物資は、食糧、飲料水、設備、備品その他生活必需品等非常災害発生後の生活に必要なものとし、住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、物資の集積及び住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに物資の集積及び住民等の受入れを開始するものとする。

(担当者の選任)

第5条 乙は、あらかじめ柔剣道道場施設における物資の集積及び住民等の受入れの担当者として、あらかじめ指名する職員を選任し、甲へ通知するものとする。

(分担事項)

第6条 物資の集積及び住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項は甲の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 物資の集積の対象となった施設における物資の把握及び管理に関すること。
	(2) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(3) 物資の集積及び住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項	(1) 物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関する補助を行うこと。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握の補助及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関する補助を行うこと。
	(4) 物資の集積及び住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における甲の職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等によ

- る安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。
- 2 物資の集積及び住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
 - 3 甲は、物資の集積及び住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
 - 4 物資の集積及び住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、勤務時間中に係る人件費は除くものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

（委任）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

（適用）

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 羽島市長

乙 特定非営利活動法人 羽島市体育協会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 羽島市体育協会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

- (1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。
 - (2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。
- 2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。
- 3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年4月1日

甲 羽島市長

乙 特定非営利活動法人 羽島市体育協会
会長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 はしま（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム寿光苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 はしま
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 はしま（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム美輝苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 はしま
理事長

災害時に要配慮者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人はしま（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難施設 福祉避難所として使用する施設をいう。
- (2) 指定避難所 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の指定避難所をいう。
- (3) 要配慮者 災害時の避難行動に特に配慮を要する者で、避難施設の入居基準に該当し、又は該当すると認められるものをいう。

(避難施設)

第3条 避難施設は、次に掲げるものとする。

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム光輝苑	羽島市桑原町東方287番地1

(施設の使用の要請)

第4条 甲は、居宅が居住困難になった要配慮者及び指定避難所では対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる避難施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(手続等)

第5条 甲は、前条の規定により避難施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で連絡のうえ、次に掲げる事項を書面で確認するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 要配慮者の移送は、甲又は要配慮者の家族等で行う。ただし、移送が困難な場合は乙へ依頼をする。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要配慮者の避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要配慮者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月13日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 はしま
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 豊寿会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 障害者施設 あいそら羽島

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 豊寿会
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 伝心会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホームやすらぎ苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人伝心会
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 万灯会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 障害者支援施設 羽島学園
- (2) 障害者支援施設 双樹園

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 万灯会
理事長

災害時避難行動要支援者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時避難行動要支援者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「丙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要支援者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時の避難行動に何らかの支援を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は、居宅が居住困難になった要支援者及び甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に基づきあらかじめ指定した指定避難所では対応が困難な要支援者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙及び丙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) はしま福祉サポートセンター
- (2) 健康促進住宅はしま
- (3) かみなり村北館

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙及び丙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙及び丙は、甲の依頼により、避難が必要な要支援者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙及び丙が要支援者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボラ

ンティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙及び丙は、要支援者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙、丙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙丙に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成27年6月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙丙が協議して決める。

(その他)

第13条 この協定の成立に伴い、甲と丙が平成24年5月31日に締結した「災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を解消する。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会

理事長

(丙)

特定非営利活動法人 岐阜羽島ボランティア協会

理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人サン・ビジョン（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) ジョイフル羽島（羽島市下中町城屋敷318番地5）

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年 4月 1日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 サン・ビジョン
理 事 長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、羽島市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 羽島市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 羽島市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成 23年 3月 22日

国土交通省 中部地方整備局長

羽島市長

災害時における井戸の使用に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び羽島用土地改良区（以下「乙」という。）は、地震等の災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市内において、地震等の災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、生活用水及び飲料用水を確保し、被災者等に速やかに供給することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（井戸使用の協力要請）

第3条 災害時において甲が必要とするときは、甲は乙に対して、別紙に掲げる所在地に乙が所有する井戸の使用について協力を要請することができる。

（井戸使用の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項への協力等に積極的に努めるものとする。

- ① 甲が実施する応急給水に関する井戸水の供給
- ② 周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放

（要請の手続き）

第5条 甲は災害時に乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間及びその他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、状況により急を要する場合は事後の要請とする。

（給水準備）

第6条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努める。ただし、急を要する場合もしくは事情により乙が井戸所在地に赴くことができない場合は、甲により訓練指導を受けた者が給水準備を行う。

（周知）

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開し周知する。

（水質検査）

第8条 甲は必要に応じて当該井戸の水質検査を行う。

（費用）

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が協力した井戸水の給水にかかる費用は甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

（通知）

第10条 乙は、当該井戸の使用を中止もしくは廃止した場合は、その旨を甲に通知するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災交通課長、乙については事務局長とする。

（協議）

第12条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（有効期限及び更新）

第13条 この協定の有効期間は、当初については適用の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙双方から何らかの意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

(雑則)

第14条 この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年 3月16日

甲 羽島市長

乙 羽島用水土地改良区理事長

【別紙】

災害時における井戸の使用に関する協定（所在地一覧）

所在地	羽島市竹鼻町駒塚字二番地 2 8 0 番 2	田	26.00 m ² （井戸本体）
	羽島市竹鼻町駒塚字二番地 2 8 1 番	雑種地	33.00 m ² （ポンプ小屋）

以下余白

災害時における井戸の使用に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と羽島用水土地改良区（以下「乙」という。）は、災害時の井戸使用について平成24年3月16日付けで締結した災害時における井戸の使用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第11条中「防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 羽島市長

乙 羽島用水土地改良区
理事長

特設公衆電話の設置等に関する覚書

羽島市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岐阜支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置、利用及び管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管及び引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引込線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に特定公衆電話の利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置した屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（羽島市）」（別紙1）を乙が作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙

- 2) をもって相互に通知することとする。
- 2 乙は、特設公衆電話の設置に係る電気通信回線を平成31年5月31日迄に設置するように努めることとする。

(特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転、新設)

- 第6条 甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等が必要となった場合には、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
- 2 甲は、新たな特定公衆電話の設置場所を設ける場合は、乙に対し報告するものとする。

(定期試験の実施)

- 第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」(別紙3)に定める接続試験(以下「定期試験」という。)を実施することとする。
- 定期試験については、指定避難所開設・運営訓練等での利用により接続確認とすることができる。ただし、国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

- 第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発生した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用の開始)

- 第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し報告するものとする。

(特設公衆電話の開設)

- 第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

- 第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。
- ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し閉鎖の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、第三者に特設公衆電話を使用させてはならない。

3 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

4 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

5 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第15条 本覚書は、平成30年12月25日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 羽島市
羽島市長

乙 西日本電信電話株式会社
岐阜支店長

印

印

特設公衆電話設置一覧（羽島市）

No.	施設名（指定避難箇所）	住所（設置場所）	設置 回線数
1	足近小学校	羽島市足近町 7-66-1	3
2	羽島中学校	羽島市足近町 7-455	3
3	小熊小学校	羽島市小熊町 2-361-5	3
4	正木小学校	羽島市正木町坂丸 4-3	3
5	羽島特別支援学校	羽島市正木町大浦 230-1	3
6	竹鼻小学校	羽島市竹鼻町 1295-1	3
7	羽島高等学校	羽島市竹鼻町 200-2	3
8	中央中学校	羽島市竹鼻町飯柄 505	3
9	福寿小学校	羽島市福寿町本郷 1096-1	3
10	中央小学校	羽島市江吉良町 1270	3
11	堀津小学校	羽島市堀津町 617-1	3
12	中島小学校	羽島市上中町沖 2100	3
13	中島中学校	羽島市上中町沖 1593	3
14	桑原学園（旧小学校）	羽島市桑原町八神 3315-1	3
15	桑原学園（旧中学校）	羽島市桑原町八神 3315-1	3
16	防災ステーション	羽島市下中町石田 701	3

情報管理責任者（変更）通知書

年 月 日

様

印

「特設公衆電話の設置等に関する覚書」第 5 条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知いたします。

情報管理組織名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	（正）	Tel FAX E-mail
	（副）	Tel FAX E-mail

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. 西日本電信電話株式会社による回線試験	①西日本電信電話株式会社から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施する。
	②回線に異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社が修理を実施する。
II. 羽島市による通話試験	①各避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、羽島市役所の部署等に電話をかけ、正常に接続できるかの確認を実施する。
	②通話ができない又は雑音が入る等、異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社故障受付部門（113）へ連絡する。

災害時における電力復旧拠点設置の協力に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）および中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧拠点設置の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羽島市内において大震災や台風、大雪などの災害が発生し、電力の復旧対策が必要となった場合に、乙が非常災害時の電力復旧（以下「災害復旧」という。）のための基地として、甲が所有する土地及び建物（以下「本物件」という。）並びに本物件内の事務備品等の諸設備（以下、本物件と併せて「本物件等」という。）を、甲が許可する範囲で、乙に円滑に使用させることを目的とし、これらを遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定で取扱を定める施設は、下表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

物件1	羽島市浄化センター	羽島市下中町市之枝6-191
物件2	羽島市運動公園	羽島市正木町大浦602
物件3	羽島市文化センター	羽島市竹鼻町丸の内6-7
物件4	正木コミュニティセンター	羽島市正木町坂丸4-54-2
物件5	羽島市資源物ストックヤード	羽島市堀津町須賀南2-29

（使用目的）

第3条 乙は、本物件等を災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受渡及び宿泊場所など災害復旧全般の用にのみ供するものとする。

（善管注意義務）

第4条 乙は、本物件等を、善良なる管理者の注意をもって使用し、毀損、汚損等させないように最大限留意するものとする。

（使用の申請等）

第5条 乙は、本物件等を使用するときは、事前に甲に対し口頭で申請し、のちに書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の申請があったときは、特別の事情がない限り、乙に対し使用許可を与えるものとする。

3 乙は、災害復旧が完了したときは、速やかに甲に連絡し、第17条に定める方法により本物件等を明け渡すものとする。

(使用期間)

第6条 本物件等の使用期間は、乙が前条第2項の使用許可を受けた日から、乙の災害復旧が完了する日までとする。

2 甲は、前項の定めにかかわらず、必要があるときは本物件等の使用中止又は使用範囲の変更を乙に要請することができ、乙はこれに従うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了2月前までに別段の意思表示がない場合は、協定期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとする。

(使用料)

第8条 甲は、乙に本物件等は無償で使用させるものとする。

(諸費用の負担)

第9条 甲は、本物件等の使用期間中に、乙の業務にかかる水道費、光熱費その他諸経費を負担した場合は、乙にその実費を請求するものとする。

2 乙は、甲が請求する実費を支払うものとする。

(本物件等の変更)

第10条 乙は、本物件等の原状を変更しようとする必要が生じたときは、あらかじめその内容を記載した書面を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

(保全)

第11条 乙は、本物件等の使用に関して、事故、問題等が発生したときは、直ちに甲に通知のうえ、自らの責任と負担においてこれを処理するものとする。

2 乙は、本物件等の使用に関して、第三者から苦情等を受けたときは、自らの責任と負担においてこれを処理するものとする。

3 乙は、本物件等の保全について十分注意し、第三者から本物件等及び本物件等に関する権利が侵害されるおそれがあるときは、速やかに甲に通知するとともに、甲と協力して侵害排除の手続をとるものとする。

(禁止行為)

第12条 乙は、本物件等の使用期間中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 本物件等に発火性のある爆発物や土壌汚染の可能性のある毒物等の危険物に該当する物品を搬入または存置すること。ただし、土壌汚染の防止策を行う場合その他甲の許可を受けた場合は除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、甲又は第三者に損害を及ぼす一切の事項。

(立入権)

第13条 甲及び甲の指定する者は、本物件等の管理上必要があるときは、本物件に立入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができるものとする。

2 乙は、甲及び甲の指定する者が前項の定めにより本物件に立入る場合は、これに協力しなければならない。

(報告)

第14条 甲は、本物件等の使用状況等について、乙に対し報告を求めることができるものとし、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、本物件等の使用に関し、自らの責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合、自らの責任と負担においてすべて処理するものとする。

(訓練)

第16条 乙は、本物件等を使用した非常災害訓練を、甲の本物件の運営に支障がない限り、無償で実施できるものとする。ただし、事前にその内容を記載した書面を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

(明渡し)

第17条 乙は、本物件等の使用を終了するときは、乙が本物件内に設置した工作物等の一切を撤去し、本物件等を原状に復して明け渡すものとする。ただし、乙は、甲が残置を承認したものについては、その所有権を放棄することによって原状回復義務を免れることができ、甲は、これを任意に使用、収益及び処分できるものとする。

2 甲は、乙が前項前段に違反した場合、乙が残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を任意に使用、収益、処分できるものとし、乙はこれについて異議を述べることができない。この場合において、その処分に要する費用は乙が負担するものとする。

3 甲は、乙が第1項の明渡しをしなかった又は遅延した場合に、甲が被った損害があるときは、乙にその損害の賠償を請求することができるものとする。

(協議事項)

第18条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各自署名のうえ各1通を保有する。

平成28年2月23日

甲 羽 島 市
羽 島 市 長

乙 中部電力株式会社
各務原営業所長

災害時における電気の保安に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会岐阜支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、津波、風水害その他による災害時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上で法的義務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力する。

- 2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスをを行う。
- 3 乙は大規模災害時が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。
- 4 甲、乙は災害復旧にあたっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から、大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、協力を要請するものとする。

- 2 ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

(損害賠償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員等が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 甲は甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第8条 乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期間は平成24年11月12日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも書面による意義の申出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月12日

甲

羽島市長

乙

一般財団法人 中部電気保安協会 岐阜支店
支店長

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と羽島市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び羽島市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市政の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び羽島市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び羽島市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び羽島市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び羽島市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び羽島市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月13日

国土交通省国土地理院長

羽島市長

災害時における避難施設の情報提供に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時における避難施設の情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、災害が発生した際に、甲が市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載する等、市民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの協力内容については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第1条の目的以外で第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月8日

甲
羽島市長

乙
株式会社バカン
代表取締役